

第23回 銚路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和5年4月28日 13:30~14:30		
2. 場 所	銚路市役所本庁舎 議会議場		
3. 出席委員	<p>3番 金子 靖委員 4番 清水 幸治委員 5番 廣瀬女公美委員 6番 二谷 幸裕委員 8番 深野 徳昭委員 11番 佐藤 裕司委員 12番 山崎 隆史委員 13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員 15番 瀬戸 賢成委員 16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員 18番 佐藤 泰正委員 19番 福西 範委員 20番 野澤 黙委員 21番 志賀 忠浩委員</p> <p>(以上 16名)</p>		
4. 欠席委員	1番 野村 照明委員 7番 大畑 礼子委員 9番 細川 裕委員 10番 菅原 雄一委員		
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 可知 拓哉 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人 会計年度任用職員 藤本 恵美 熊野 香苗</p> <p>(以上 5名)</p>		
6. 議事日程	<p>会議録署名委員の指名 8番 深野 徳昭委員 11番 佐藤 裕司委員</p> <p>会期決定について 令和5年 4月 28日 (1日)</p> <p>報告第37号 現況証明願について (市街化区域) 報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第104号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第105号 河川法第33条許可申請に係る進達について 協議事項 令和5年度の最適化活動の点検・評価 協議事項 令和5年度の最適化活動の点検・評価結果等の公表</p>		

職務代理者

稻場職務代理

本日、野村会長が欠席されておりますので、会長に代わり議長として議事進行いたします。

よろしくお願ひいたします。

時間となりましたが、4月より塩田省吾事務局長が着任しておりますので、総会に先立ち挨拶いただきたいと思います。

(塩田局長挨拶)

職務代理者

稻場職務代理

よろしくお願ひいたします。

それでは、総会を始めさせて頂きます。

お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。

只今より第23回釧路市農業委員会総会を開催致します。

本日の出席者は16名です。

議事録署名人に8番、浅野徳昭委員、11番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。

なお、会期は本日4月28日の1日と致します。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

塩田事務局長

会務概要報告を行います。

議案書の2ページをご覧下さい。

(以下、会務概要報告)

職務代理者

稻場職務代理

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

なし

職務代理者

稻場職務代理

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第37号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第37号「現況証明願について」ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が5件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]氏が所有していた[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、相続人である[REDACTED]氏の代理人である土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、3月23日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、3月2

8日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、4月3日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、4月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が5ページ、10ページ、11ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、4月3日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、4月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の4番は、資料が12ページから14ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、相続人である[REDACTED]氏の代理人である、土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、4月14日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、4月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の5番は、資料が15ページから17ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、4月19日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、4月20日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、5件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

職務代理者
稻場職務代理

委員
委員一同

職務代理者
稻場職務代理

事務局
塩田事務局長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

なし

質問がないようですので、次に報告第38号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

それでは、議案書18ページにございます、報告第38号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、釧路地区で1件の届出がありました。

議案書19ページの表の1番は、相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]、他3筆、面積合計[REDACTED]m²の農用地を、令和4年12月3日、相続し所有権を取得したとして、令和5年4月4日、その旨の届出があ

職務代理者
稻場職務代理

委員
委員一同

職務代理者
稻場職務代理

事務局
塙田事務局長

職務代理者
稻場職務代理

委員
委員一同

職務代理者
稻場職務代理

職務代理者
稻場職務代理

り、4月5日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第38号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求める

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第104号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の20ページにございます、議案第104号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、音別地区で1件の通知がございました。

議案書21ページの表の1番は、資料が22ページと24ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]の内、他8筆、面積合計[REDACTED]m²の農用地について、借主であります[REDACTED]氏との間で、令和5年4月10日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま説明がありました、議案第104号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第104号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第104号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第105号、「河川法第33条許可申請に係る進捗」について事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書 25 ページにございます、議案第 105 号「河川法第 33 条許可申請に係る進達」について説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります、その許可を地位承継する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、音別地区で 2 件の許可申請がございました。

議案書 26 ページの表の 1 番は、資料が 27 ページと 28 ページにございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地、[REDACTED] 、面積 [REDACTED] m²について、[REDACTED] 氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED] 氏に地位承継するものでございます。

次に、表の 2 番は、資料が 27 ページと 29 ページにございます。

北海道が管理するムリ川の河川敷地、[REDACTED] 、面積 [REDACTED] m²について、[REDACTED] 氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED] 氏に地位承継するものでございます。

以上、2 件の「河川法第 33 条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

職務代理者

稻場職務代理

ただいま説明のありました議案第 105 号「河川法第 33 条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

委員

委員一同

質問がないようですので、採決致します。

議案第 105 号「河川法第 33 条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は举手をお願い致します。

(全員挙手)

職務代理者

稻場職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第 105 号「河川法第 33 条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に協議事項「令和 5 年度の最適化活動の点検、評価」について協議を行います。

事務局より説明願います。

それでは、議案書の 30 ページにございます、協議事項「令和 5 年度の最適化活動の点検、評価」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業委員会は、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員から提出された活動記録簿等を 5 月末までに総会において点検、評価することとされております。

つきましては、議案書 31 ページの表の日数などを基に事務局として整理致しまし

	た原案を 32 ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。
職務代理者 稻場職務代理	ただいま提案のありました「令和 5 年度の最適化活動の点検、評価」について協議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。 なし
職務代理者 稻場職務代理	質問がないようですので、ご異議がないものと認め、原案のとおりと致します。 それでは、次に協議事項「令和 5 年度の最適化活動の点検、評価結果の公表」について協議を行います。
事務局 塩田事務局長	事務局より説明願います。 それでは、議案書の 33 ページにございます、協議事項「令和 5 年度の最適化活動の点検、評価結果の公表」についてご説明致します。 農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検、評価結果を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、インターネットの利用その他適切な方法で公表することとされております。 つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の 34 ページから 39 ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。
職務代理者 稻場職務代理	ただいま提案のありました「令和 5 年度の最適化活動の点検、評価」について協議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。 なし
職務代理者 稻場職務代理	質問がないようですのでご異議がないものと認め、原案のとおりと致します。 これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。 なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 4月 28日

議長 鶴場洋二

署名委員 浅野徳昭

署名委員 佐藤裕司

